市民税所得割は、市から送られてくる通知書のどの部分を
みればわかるのでしょうか？

通知書の様式は、亀岡市のものなので、亀岡市以外で住民税が課税されている方の通知書の様式とは異なることがありますが、以下の矢印で示す欄を見ていただければわかります。

【住民税が給与天引きの方の通知】

年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)

所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農・業	不動産	利子	配当	給与	雑	譲渡・一時
	給与所得											
	その他の所得計											
			総所得金額①									

課税標準	
総所得③	
山林所得	
分離短期譲渡	
分離長期譲渡	
株式等の譲渡	
上場株式等の配当	
先物取引	

所得控除			
雑損		障・寡・勤	
医療費		配偶者	
社会保険料		配偶者特別	
小規模企業共済		扶養	
生命保険料		基礎	
地震保険料		所得控除合計②	

控配	老配	扶養親族該当区分 特定	同老	老人	16歳未満	その他	同障	特障	他障	本人該当区分 未成年者	特障	他障	寡婦	特寡	寡夫	勤労学生	繰越損失

(摘要) ○充当額 円

住宅借入金等特別控除・寄附金控除等の適用前で算定しますので、
該当する場合は⑥欄に加算してください。

⑥欄

税額			
市民税	税額控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		
	所得割額⑥		
	均等割額⑦		
府民税	税額控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		
	所得割額⑥		
	均等割額⑦		
特別徴収税額⑧			
控除不足額⑨			
既充当額⑩			
既納付額⑪			
差引納付額(⑧−⑪−⑨,⑩)			
変更前税額⑫			
増減額(⑧−⑫)			
変更月			月

【住民税が給与天引きでない方の通知】

市民税・府民税課税明細書

納税義務者氏名		通知書番号

所得金額の内訳 項目	金額(円)	項目	金額(円)	所得控除の内訳 項目	金額(円)
給与 収入金額		分離短期譲渡所得		雑損	
給与 所得金額(所得金額調整控除後)		分離長期譲渡所得		医療費	
雑 公的年金収入金額		土地等		社会保険料	
雑 公的年金所得金額		株式等譲渡所得		小規模共済等	
雑 その他雑所得		分離配当所得		生命保険料	
営業等所得		先物取引所得		地震保険料	
農業所得		山林所得		障・寡・ひ・勤	
不動産所得		その他の所得		配偶者・配偶者特別	
配当所得				扶養	
利子所得		前年繰越損失		基礎	
総合譲渡・一時所得					
総所得金額等		合計所得金額		所得控除合計額	

課税標準額 項目	金額(円)	課税標準額に対する所得割額 市民税(円)	府民税(円)
総所得金額			①
短期所得金額			
長期所得金額			
山林所得金額			
その他所得			
合計算出所得割額			
調整控除			②
配当控除			
住宅借入金等特別税額控除			
寄附金税額控除			
外国税額控除・調整額			
配当割額・株式等譲渡所得割額控除			
所得割			
均等割			
年税			
内訳 給与特別徴			
内訳 年金特別徴収税額			
内訳 普通徴収税額			
所得割より控除できなかった配当割額・株式等譲渡所得割額控除額			
還付額			

①−② が保育料算定上の
市民税所得割額になります。

配偶者 控配	老配	配特	扶養 特定	同居	老人	16歳未満	その他	扶障 同居	特障	他障	本人該当区分 未成年	特障	他障	寡婦	ひとり親	勤学	専従者 配偶者	その他	他 家屋敷

お問い合わせ先

亀岡市役所　保育課　保育幼稚園係

０７７１−２５−５０２８